様式９

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、滋賀県防災情報プラットフォーム構築および運用保守業務委託（以下「本業務」という。）を連帯して遂行することを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

（事業所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（構成員の名称）

第４条　当共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

(1) 名称

(2) 名称

(3) 名称

（成立の時期および解散の時期）

第５条　当共同企業体は、令和　年　月　日に成立し、その存続期間は本業務の契約に係る一切の事務手続きが完了する日までとする。

２　前項の期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の代表者）

第６条　当共同企業体においての受注者は、構成員を代表する者（以下「代表構成員」という。）とする。

（代表構成員の権限）

第７条　代表構成員は、本業務の遂行に関し、当共同企業体を代表して次の権限を有する者とする。

(1) 発注者および監督官庁等と折衝する権限

(2) 代表構成員の名義をもって見積、入札および契約締結ならびに本業務に係る料金の請求および受領をすることに関する権限

(3) 入札および本業務に係る料金の受領に関する復代理人の選任についての権限

(4) 当共同企業体に属する財産を管理する権限

(5) その他本業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

（個人情報の保護）

第８条　本業務に係る契約書（以下「契約書」という。）第２２条における個人情報の保護に関する規定の遵守について，構成員は連帯して責任を負う。

（秘密の保持）

第９条　契約書第２３条における秘密保持義務に関する規定の遵守について，構成員は連帯して責任を負う。

（再委託の禁止）

第１０条　契約書第１７条における再委託の禁止に関する規定の遵守について，構成員は連帯して責任を負う。

（運営委員会）

第１１条　当共同企業体は，構成員全員からなる運営委員会を設置し，本業務の遂行に関する協議を行うものとする。

（業務分担額）

第１２条　各構成員の本業務に係る業務の分担（以下「分担業務」という。）および当該業務の分担に応じた分担額（以下「業務分担額」という。）については，運営委員会で定めるものとする。

（構成員の責任）

第１３条　代表構成員および構成員は，各々の分担業務の進捗を図り，本業務を遂行するとともに連帯して責任を負うものとする。

（必要経費の分配）

第１４条　業務の遂行にあたり必要とする経費は，運営委員会で定めるものとする。

（構成員相互間の責任の分担）

第１５条　構成員がその分担業務の遂行において，発注者および第三者に対して与えた損害は，当該構成員がその損害を賠償する責任を負う。

２　分担業務の遂行において，構成員が他の構成員に損害を与えた場合には，運営委員会において協議し、損害の賠償の負担について決定する。

（権利義務の譲渡の権限）

第１６条　当共同企業体は，発注者の承認がなければ，この協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

（契約の履行中における構成員の脱退等に対する措置）

第１７条　構成員は，発注者および構成員全員の承認がなければ，当共同企業体が本業務の契約に係る一切の事務手続を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち，本業務の遂行の途中において前項の規定により脱退した者がある場合、残された構成員は連帯して当該構成員の分担業務の遂行の責任を負うものとし，発注者の指示に従い本業務の遂行を完了するものとする。

３　発注者および構成員全員の承認がなければ，当共同企業体に新たに構成員が加わることはできない。

４　第２項の規定により新たに生じた費用については，運営委員会で定めるものとする。

（契約の履行中における構成員の破産または解散に対する措置）

第１８条　構成員（代表構成員を除く。）のうち，本業務の遂行の途中において破産または解散した者がある場合，残された構成員は連帯して当該構成員の分担業務の遂行の責任を負うものとし，運営委員会において業務の分担等を変更し，本業務を遂行するものとする。

２　代表構成員が契約の履行期間内において破産または解散した場合には，発注者は契約を解除することができるものとする。この場合にあっては，発注者は必要に応じて損害賠償の請求を行うことができる。

３　第１項の場合においては，前条第４項の規定を準用する。

（かし担保責任）

第１９条　成果品に、かしがあったときは，構成員全員が連帯してその責任を負うものとする。

２　構成員のうち，本業務の遂行の途中において第１７条または第１８条の規定により脱退した者がある場合，残された構成員が前項に規定する責任を負う。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項は，運営委員会において定めるものとし，本業務の契約の履行に関し特に必要がある事項については，発注者と協議のうえ決定するものとする。

上記のとおり、（代表構成員名）　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　他　者は、滋賀県防災情報プラットフォーム構築および運用保守業務委託に関する共同企業体協定を締結したので，その証として本書　通を作成し，構成員が記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　　年　月　日

［代表構成員］　住所（所在地）

（受注者）　　商号または名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

［構　成　員］　住所（所在地）

商号または名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所（所在地）

商号または名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印